

佐世保市急傾斜地崩壊対策事業 分担金徴収条例の施行について

分担金徴収に係る条例が、令和3年4月1日に施行されました。

■ 分担金の対象となる事業

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業（県事業・市事業）

※事業の採択要件等の詳細については別紙1をご参照ください。

令和3年4月1日（条例施行日）以降に提出される要望書に基づき実施する場合、分担金の負担が必要となります。

■ 分担金の額

各地区における分担金の額は、各地区の被害想定区域に存する保全対象の戸数「保全人家戸数」に10万円を乗じて得た額となります。

なお、この場合の「保全人家戸数」は、事業着手後に実施する測量調査設計業務完了後の最初の4月1日における戸数とします。

■ 分担金を納付していただく受益者

分担金を納付していただく受益者は、次のいずれかに該当する方のうち、市長に提出される「受益者名簿」に記載されている方となります。

- ア 対象事業の実施により利益を受ける急傾斜地の土地所有者、管理者又は占有者など
- イ 対象事業の実施により、急傾斜地の崩壊による被害が除却又は軽減される方

つまり、分担金を納付していただく方については、上記の受益者に該当する方々による話し合いのうえ、選定していただくこととなります。

また、事業採択後、選定された受益者の方々に構成される任意の団体「〇〇地区急傾斜地受益者団体」を設立していただきます。

※分担金の額の算定イメージについては別紙2をご参照ください。

■ 分担金の額の決定及び納付方法

まず、分担金の額は、事業着手後に実施する測量調査設計完了後の最初の4月1日に決定し、受益者と受益者団体に対し通知します。

その後、通知を受けられた受益者（受益者団体）は市長が指定する期日までに分担金全額を一括納付していただきます。

事業採択から事業着手までに、分担金の積み立てをしていただきますようお願いいたします。

※ 急傾斜対策相談～工事着手までの一連の流れ（イメージ）については別紙3をご参照ください。

※ご不明な点がございましたら遠慮なく下記の問い合わせ先にご相談ください。

■ 問い合わせ先 ■

佐世保市役所 土木部 河川課 防災施設係 ☎(0956)24-1111（内線2953、2954）